

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画の位置付け

### 法的な位置付け

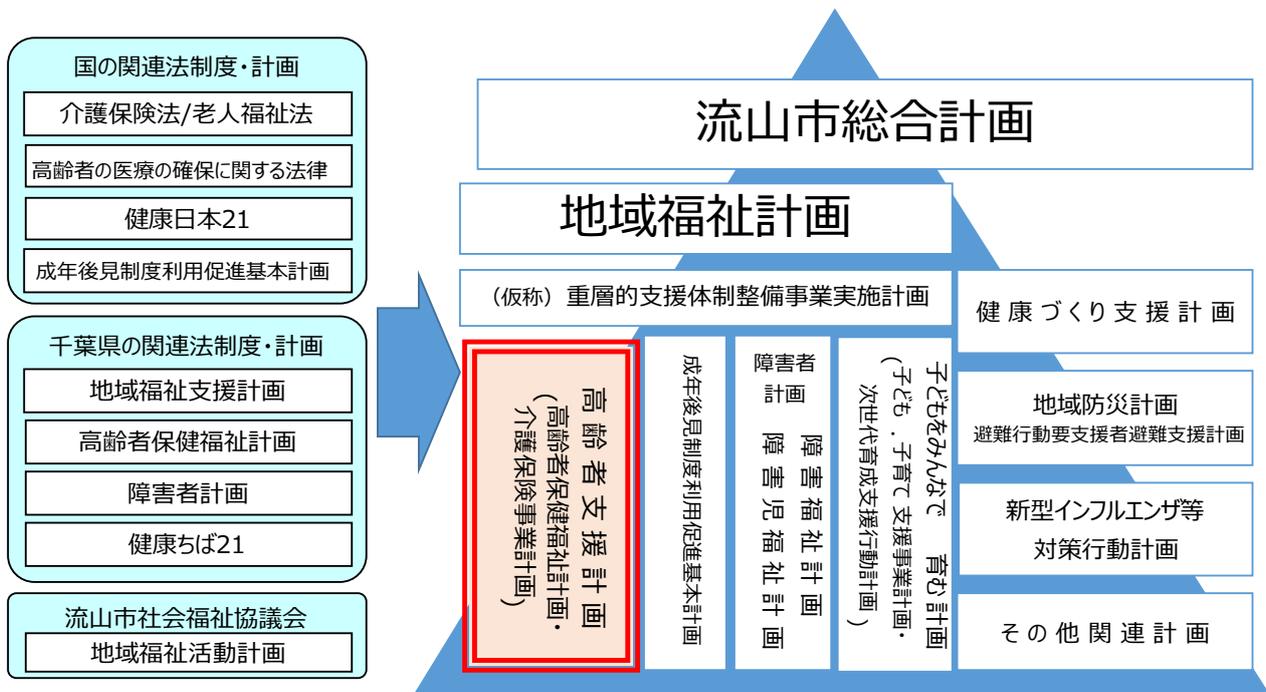
「高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」、介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

### 流山市の施策体系での位置付け

流山市の最上位計画である総合計画や地域福祉の基本的方針を示した地域福祉計画に基づき、高齢者施策の個別計画として策定するものです。また、関連する成年後見制度利用促進基本計画、健康づくり支援計画、避難行動要支援者避難支援計画などの個別計画や、教育・住宅・交通などの施策分野とも連携を図っていきます。

### 関係機関・その他計画との関連

健康日本21や障害者基本計画等の国の関連法制度・計画との整合を図ります。また、千葉県が策定する千葉県高齢者保健福祉計画、流山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも連携を図っていきます。



### 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連

本計画を推進することで、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組にもつなげていきます。SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下の3[10][11]が挙げられます。



## 2 地域福祉計画とのつながり

流山市では令和4年3月、地域福祉の基本的方針を示した第4期地域福祉計画を策定しました。第4期地域福祉計画では、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。

高齢者支援計画においても、地域包括ケア、地域活動を通じた健康寿命の延伸など、地域での活動推進、連携、協働が重要となっています。高齢者支援計画の策定や施策の実施にあたっては、引き続き地域のチカラを高めて「地域共生社会」の実現に近づくことを意識していきます。

### 第4期地域福祉計画（令和4年度～8年度）

身近な地域で解決する福祉のニーズ

地域活動で健康に-人も都市も健康に-

コミュニティの維持  
地域活動の担い手

地域活動で  
心身ともに健康に

災害時も  
地域の活動が大切

多様化する  
福祉のニーズ

## できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

### ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

#### 地域福祉を推進する 担い手



自助＝市民

市民一人ひとりができること

- ・普段から互いにあいさつをしたり、声かけをする
- ・日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。

#### 地域福祉を推進する つながり



共助＝地域

地域のみんなでできること

- ・介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持ち、みんなで助け合う。
- ・地域活動の情報を発信し、支え合う。

#### 地域福祉を推進する まちづくり



公助＝行政

行政・市が取り組むべきこと

- ・地域における見守りや支え合い活動を推進する。
- ・ボランティアの養成を図る。

### 3 計画の期間

令和3年3月に策定した計画（第8期計画）を見直し、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3か年とする「流山市高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」（第9期計画）を策定します。

なお、計画期間中に「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）を迎えることから、介護保険事業計画については、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年（令和22年）の介護需要等を見据えた、中長期的な視野に立った計画として策定します。

計画名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総合計画	基本構想 (令和2年度～)							
	実施計画(3年間) 毎年見直し					基本計画 (令和2～11年度)		
地域福祉計画	第4期 (令和4～8年度)							
(仮称) 重層的支援体制整備事業実施計画		新規策定 (令和6～8年度)						
高齢者支援計画 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	第8期	第9期 (令和6～8年度)						
	見直し 第9期計画 策定			見直し 第10期計 画				
障害者計画	第6次 (令和3～8年度)							
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期	第7期 (令和6～8年度)						
	第2期	第3期 (令和6～8年度)						
成年後見制度利用促進基本計画		新規策定 (令和6～8年度)						
子どもをみんなで育む計画 ～子ども・子育て支援総合計画～ (子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画)	第2期 (令和2～6年度)							
健康づくり支援計画 (健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健康づくり 推進計画・母子保健計画・自殺対策計画)	第2次 (令和2～11年度)							
	中間評価・見直し (令和6年度)							

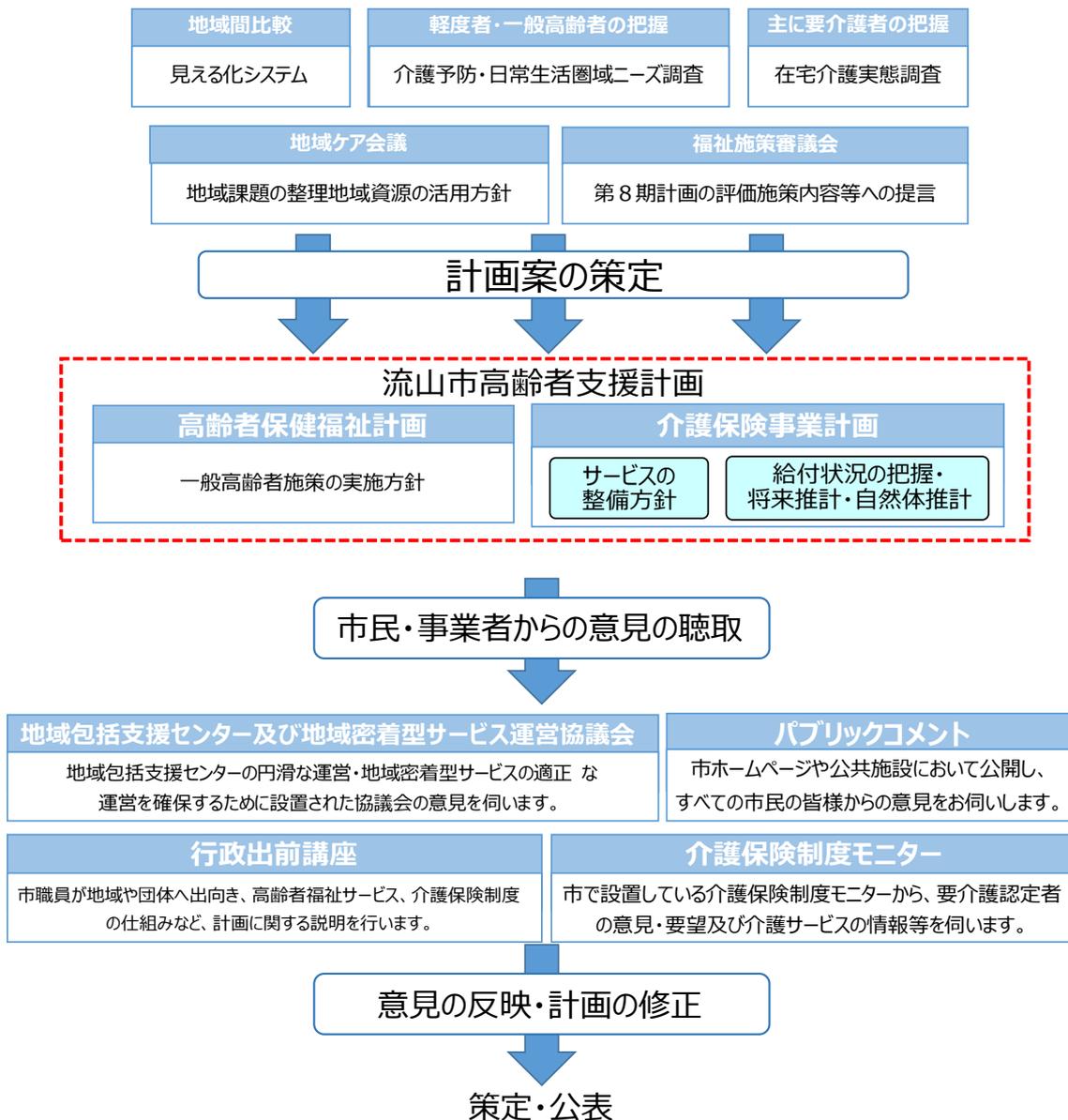
## 4 策定方針・策定体制

高齢者数の着実な増加、高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化、介護や支援を要する高齢者の増加など地域の高齢者をめぐっては様々な課題があります。

計画期間中の2025年（令和7年）には「団塊の世代」が75歳以上に、2040年（令和22年）には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、地域社会の高齢化が一層伸展します。これを見据えて、今後、既存の資源を活かしながら地域包括ケアシステムの更なる深化及び地域共生社会への発展につなげる効果的な施策の展開を図っていく必要があります。

高齢者の社会参加の促進や健康づくり、介護予防等の諸施策を推進するとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを推進するための計画として策定します。

また、市民や介護事業者・関係者の意見を反映した計画として策定する必要があることから、アンケート調査や市民参加条例に基づく複数の市民参加手続の実施を通じて、市民参加を基本とした計画策定を目指します。



## 6 第8期計画の取組状況の評価

第8期計画における高齢者施策の展開として、2つの基本目標と5つの施策目標ごとに取組を進めてきました。ここでは、第8期計画の取組状況を評価し、第9期計画の策定に向けた方向性を整理します。

### ■基本目標1/施策目標1：介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送れるよう、趣味・娯楽・学習・就業、敬老行事・イベント等の活動の機会の充実を図るとともに、地域活動への積極的な社会参加を促進し、生きがいづくりと介護予防を推進します。また、介護予防と日常生活の総合的な支援や介護予防と健康づくりの一体的な実施の取組を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

#### 【第8期計画の取組状況の評価】

- 介護予防の普及啓発のため、ながいき100歳体操自主グループへの講師派遣等を実施し活動支援するとともに、在宅時でも自主的に活動ができるよう、動画等を活用した「ながいき100歳体操」の周知を実施しました。また、介護支援サポーター事業では、感染症流行下で介護保険施設での活動が休止しましたが、各自ができる社会参加の方法を検討し、活動参加を促しました。
- 介護予防と健康づくりを一体的に実施していくために、高齢者の通い場等での「流山みんなのフレイル予防教室」を通じたフレイル予防の周知と、国保データベース（KDB）システムを活用し家庭訪問等個別指導を実施しました。
- 各種健診・検診の実施について、感染症流行下においても安心して受診できるような体制の整備を行いました。また、疾病の早期発見・治療により健康寿命の延伸を図るため、健診・検診を受診して異常があった場合には確実に精密検査を受診してもらえよう、電話や通知、訪問での受診勧奨を行いました。
- 高齢者がインフルエンザ予防接種や肺炎球菌感染症予防接種を円滑に接種できるよう、定期接種対象者への個別通知及び広報、ホームページ、ポスター掲示による周知を行いました。
- 新たに高齢者ふれあいの家を開設し、身近に通える場にて趣味・娯楽などを通じながら、情報交換や仲間づくりができる社会参加の場を促進しました。
- ゆうゆう大学、老人大学や高齢者福祉センター森の倶楽部で行われる講座の案内等を行い、高齢者の学習や趣味の活動機会の充実や情報提供に努めました。
- 就労意欲のある高齢者には、市シルバー人材センターを案内し、就業の機会の確保に努めました。
- 感染症流行下で、令和3年度・4年度は敬老行事は中止を選択する地区が多い状況でしたが、訪問による記念品の配布等、地域で工夫を凝らした取組が実施されました。

#### 【第9期計画に向けた課題】

- 高齢者が生きがいを持って生活していくために、主体的にフレイル予防の取組みや社会参加ができるように働きかけるほか、交流の場づくりを支援していく必要があります。
- 通いの場での活動と並行して、自宅で行うフレイル予防等の取組方法について更に普及啓発を行い、介護予防、健康づくりの主体的な実践を支援していくことが必要です。
- 高齢者が疾病を予防し、健康的な生活を送れるよう、引き続き、健診・検診の重要性の啓発を行い、健康教育・健康相談を充実させていく必要があります。
- 高齢者のインフルエンザや肺炎球菌感染症の発症や重症化を未然に防止するために、感染症予防の必要性について理解できるように、予防接種等の重要性を周知していく必要があります。

## ■基本目標1/施策目標2：介護・福祉サービスの充実

高齢者なんでも相談室を中心に、医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築します。また、課題となっている介護人材不足と今後の現役世代の担い手減少を見据えて、介護人材の確保に取り組みます。

### 【第8期計画の取組状況の評価】

- 地域包括ケアシステムの中核となる高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）では、高齢者人口の増加に伴い、複雑・困難化して対応が長期化する相談内容の増加や相談室の求められる役割が拡大しています。そのため、各地域の相談室の人員を増員し、体制を強化しました。
- 介護人材の確保・定着については、介護職員初任者研修をはじめとした研修費用の助成、介護福祉士の資格を取得するための指定養成校に通う費用の貸付、市内介護職員に対する市独自の処遇改善事業による補助金の支給を行いました。また、市内介護サービス事業所が参加した合同就職相談会を実施しました。

### 【第9期計画に向けた課題】

- 高齢者人口の増加や地域に求められる役割の拡大に対応するために、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の機能を強化し、地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの更なる推進が必要です。
- 安定した介護の継続のためには、介護家族が心身ともに負担軽減が図られることが重要であるため、介護・福祉サービスの充実に向けた施策の検討が必要です。
- 介護人材の確保・定着については、処遇改善事業の補助対象者拡大の検討や、介護福祉士修学資金貸付の対象指定養成校を増やす等、既存の事業について拡充を図ると共に、新たな人材確保策について引き続き検討する必要があります。

## ■基本目標1/施策目標3：在宅での生活の継続を支える地域づくり

災害や感染症等の発生に備えるとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いの活動を促進し、医療と介護の連携の仕組みを構築して、高齢者が人生の最後まで自分らしく安心して地域・在宅等で暮らせる支え合いの地域社会の構築を目指します。

### 【第8期計画の取組状況の評価】

- 介護サービス事業所等に対して、防護ガウン等の衛生資材の提供や医師等の感染症専門家による研修を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、継続して介護サービスが提供できるように支援しました。また、介護サービス事業所等のBCP（事業継続計画）策定支援のために研修を行いました。
- 生活支援コーディネーターと協働し、ふれあいの家の周知や地域課題の発見などに努め、移動スーパーの開始やながいき100歳体操自主グループの立ち上げなどを実施しました。
- 高齢者虐待対策に関して、医師、介護関係者、民生委員・児童委員、警察機関等が連携して高齢者虐待防止ネットワークを組織し、会議や研修を実施することで、高齢者虐待防止に係る関係機関との連携強化と虐待の早期発見・早期対応への対策に努めました。
- 成年後見制度については、制度の活用促進を図るため、成年後見推進センター（中核機関）を設置しました。また、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、民生委員・児童委員等関係機関が連携してネットワークを組織し、会議の開催等を通して、連携強化に努め、制度の適切な運用について検討を重ねました。

- 医療・介護の関係機関と連携し、必要がある方は成年後見市長申立てを実施しました。また、成年後見人等への報酬支払いが困難な方に対しては、報酬助成の対象を拡充し、制度の利用促進を図りました。
- 地域における見守り活動を行いながら、老人クラブでは社会貢献として奉仕活動を実施し、まちの美化活動に努めました。
- 流山市在宅医療介護連携推進事業を実施し、「在宅医療介護連携会議」における地域の医療と介護の課題抽出及び対応策の検討、医療介護関係者の研修会「介護と医療をつむぐ会」において、在宅や高齢者施設でのより良い看取りを推進するための研修等の実施、ICTを活用した情報共有システムの有効活用の検討や手続きの簡略化などにより、医療介護専門職の連携強化を図りました。また「市民公開講座」や出前講座の開催、「おうち療養情報紙」の発行を行い、在宅療養についての市民啓発に努めました。

#### 【第9期計画に向けた課題】

- 生活支援コーディネーターと連携し、地域における多様な助け合いや生活支援の充実など地域の状況に応じた地域づくりが必要です。
- 高齢者が尊厳ある暮らしを送るために、関係機関や専門職が連携を強化し、虐待防止や必要な方への成年後見制度の活用を促進していく必要があります。
- 医療と介護の関係者が協働できる関係性の構築を促進し、市内全域において良質な在宅医療介護が提供できるようにする必要があります。
- 高齢者が最期まで自分らしく過ごせるよう、「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」や在宅療養に関する情報提供等の啓発をさらに進めていく必要があります。

#### ■基本目標1/施策目標4：認知症に係る総合的な支援

認知症の発症・進行を遅らせるとともに、認知症となっても地域で希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指して、認知症の方やその家族の視点を大切にしながら、「共生」と「予防」を両輪とした取組を推進します。

#### 【第8期計画の取組状況の評価】

- 9月を「認知症月間」とし、講演会や、認知症体験型講座、相談会等を開催しました。また、「認知症安心ガイドブック」の掲載情報を更新するとともに、より活用しやすい内容を見直し、新たに公共施設等での配布を行いました。さらに、認知症地域支援推進員の会議において、これらの取り組みをより良いものとするよう検討しました。
- 認知症の方やその家族に早期に関わり、初期の支援を包括、集中的に行う認知症初期集中支援チームによる支援を、関係機関との連携により実施しました。
- キャラバン・メイトによる、地域住民、学校、市役所などを対象にした、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発に取り組みました。

#### 【第9期計画に向けた課題】

- 認知症に対する正しい知識や理解の普及及び啓発に向けて、認知症サポーターの更なる増加や、活動意欲のあるサポーターによる見守り活動なども含めた活動機会の創出を進めていく必要があります。
- 若年性認知症に対する理解の促進を図るとともに、本人・家族の支援につながる施策のあり方を検討する必要があります。

#### ■基本目標1/施策目標5：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度や住宅改造費の助成等を通じて、ニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

### 【第8期計画の取組状況の評価】

- 住み替え相談会を定期的を実施するとともに、市内高齢者向け施設の情報を常に更新及び提供し、住宅セーフティネットを行っている民間事業所と連携をとりながら、住まいにお困りの方を支援しました。
- 住み慣れた自宅で末永く安心した生活ができるよう自宅に手すりの取り付け、段差の解消、トイレの交換など住宅改造を必要としている方に設置費用の一部を助成することで、転倒防止やケガの回避を行う環境整備について支援を行いました。

### 【第9期計画に向けた課題】

- 高齢者の住まいについては、市内高齢者向け施設の最新情報の提供や、民間事業所との連携により高齢者自身の住まいの選択について支援を行っていく必要があります。
- 高齢者の自立促進、介助に適した住環境づくりの支援のための高齢者等住宅改造費の助成については、介護保険サービスの住宅改修との併用となるため、運用について検討していく必要があります。

### ■基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスを安定的に提供します。

### 【第8期計画の取組状況の評価】

- 本人・家族の負担を軽減し、適切な介護サービスを提供できるよう社会福祉法人や民間事業者等と協力して、施設整備を進めています。ニーズの多い特別養護老人ホームについては、令和4年度末までに110床が増加し、令和6年春にも60床が開設されます。

### 【第9期計画に向けた課題】

- 介護保険事業のサービス量が増加すると、介護保険料基準月額も増額することになるため、サービスの需要や介護人材の確保状況も踏まえて、適切な見込みで整備を進めていく必要があります。
- 介護サービスが適正に提供されることで、身体機能の保持につながります。本人の自立した生活に繋がるように、介護給付の適正化を進める必要があります。

## 第9期計画策定に向けた方向性

自助：高齢者が活躍できる地域・社会を実現するには、

流山市には意欲や能力があり元気な高齢者がたくさんいます。自身が健康であるためにも、今後の地域・社会の活力を維持するためにも、自身の能力を活かせる就労や地域活動などの社会参加、健康づくり、介護予防を積極的に呼びかけていく必要があります。

共助：地域包括ケアを着実に構築していくためには、

市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の地域に係るすべての人・機関が「福祉の支え手・担い手」となって連携・協働し、地域ぐるみでの支え合いの取組を進めていく必要があります。

公助：安心して利用・参加できる環境を整えるためには、

人口動態やニーズに応じた介護・福祉サービスの給付体制の整備、支え手・担い手の確保を行い、安心して利用できるサービス・制度を整えます。

## 第3章 第9期計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、最上位計画である総合計画において、「生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」「誰もが自分らしく暮らせるまち」をまちづくりの基本政策として掲げ、市民福祉の充実を図っています。

令和3年度に策定した第4期地域福祉計画「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ みんながずっと住みたいまち ながれやま」では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、健康づくりや介護予防、地域支え合い活動などの積極的な地域参加を呼びかけています。

また、平成19年1月の市制施行40周年を機に「健康都市宣言」を行い、WHOが提唱する健康都市の理念に基づく健康都市づくりを推進するとともに、令和元年度に「第2次健康づくり支援計画」を策定し、乳幼児期から高齢期までのすべての市民を対象とする健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指しています。

第8期高齢者支援計画では、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できる地域ぐるみ支え合い体制づくり・地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期から引き続き取り組むとともに、取組の深化推進を図り、高齢者を支える介護体制づくりに取り組んできました。

第9期高齢者支援計画の策定・施策の展開にあたっては、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）、更には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、生産年齢人口の減少が加速する2040年（令和22年）も見据えて、これまでの地域包括ケアシステム構築に向けた取組の深化推進を図るとともに、地域福祉計画における自助・共助・公助の役割を具体化し、地域のチカラを活かした地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

これら本市のまちづくりに関する諸計画や方針、これまでの高齢者施策の実施状況を踏まえ、第9期計画においても、第8期の基本理念を継続することとします。

**地域ぐるみの支え合いでつくる  
元気で 生き生き 安心 流山**

## 2 基本目標と施策目標

前述の基本理念をより具体化して、第9期計画において目指すべき基本目標とこれを達成するために取り組むべき施策目標を次のとおり定めます。

### 基本目標1：地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの深化推進）

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、生産年齢人口の減少が加速する2040年（令和22年）も見据えた本格的な地域包括ケアシステムの構築・深化を着実に推進していきます。保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携し、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等が協働して、本市の地域特性を活かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らすことができる流山の実現を目指します。

#### ◎施策目標1：介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活が送れるよう、趣味・娯楽・学習・就業、敬老行事・イベント等の活動の機会の充実を図るとともに、地域活動への積極的な社会参加を促進し、生きがいづくりと介護予防を推進します。また、介護予防と日常生活の総合的な支援や高齢者の健康づくり、フレイル対策等の取組を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

#### ◎施策目標2：介護・福祉サービスの充実

高齢者なんでも相談室を中心に、医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、多様な相談に対して、重層的な支援を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築します。また、高齢者の住まいについては、高齢者が状況の変化に応じて、自身が希望する住まいが選択できるよう、相談支援に取り組めます。

#### ◎施策目標3：住み慣れた地域・在宅での生活の継続を支える体制づくり

地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いの活動を通じ、災害時にも助け合える地域づくりを促すとともに、医療と介護の連携の仕組みを構築していきます。人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）などによる本人の意思を尊重し、高齢者が人生の最期まで自分らしく安心して地域・在宅等で暮らせる支え合いの地域社会の構築を目指します。

#### ◎施策目標4：認知症に係る総合的な支援

認知症についての早期診断や適切な医療・介護連携体制の整備等、認知症となっても地域で希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指して、認知症の方やその家族の視点を大切にされた取組を推進します。

#### ◎施策目標5：高齢者の尊厳を守る取組みの推進

高齢者虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう関係機関とネットワークを構築し、成年後見制度を含む権利擁護支援を計画的に推進します。

### 基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じた適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスを安定的に提供します。

#### ◎施策目標1：介護保険サービスの安定的な提供

介護保険事業のサービスを安定的に供給するために、介護人材の確保に取り組むほか、負担軽減や効率化のためのICT化や介護ロボットの導入などの支援を行います。

#### ◎施策目標2：災害・感染症の対策

各施設や事業所等が策定した機関型BCPで対応しきれない事案について、情報共有や相互支援など地域の連携によって事業を継続する連携型BCPの策定に取り組む等、大規模な災害や感染症等の発生に備えます。